

# 第 17 回安佐市民病院跡地活用推進協議会 議事録

1 日 時 令和 5 年 1 月 18 日 (水) 午前 10 時 30 分～午前 11 時 45 分

2 場 所 安佐北区民文化センター 2 階 大会議室

3 出席者 (五十音順 (座長、市職員を除く)、敬称略)

大畠 正彦【座長】 (可部地域住民代表 (可部地域町内会自治会連絡協議会幹事))  
上野 道雄 (安佐北区コミュニティ交流協議会会長)  
高藏 浩亮 (可部地域住民代表 (広島市保育連盟常任委員))  
土山 年則 (安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)  
土井 澄男 (安佐北区コミュニティ交流協議会副会長)  
坊 聰彦 (安佐北区コミュニティ交流協議会前会長)  
松井 修 (可部地域住民代表 (可部地域町内会自治会連絡協議会幹事))  
山田 豊子 (安佐北区地域女性団体連合会会長)  
松尾 雄三 (広島市企画総務局地域活性化調整部長)  
鈴木 敬志 (広島市安佐北区役所副区長)

4 議 事

- (1) コミュニティセンター (北館) について
- (2) その他

5 議事内容 以下のとおり。

< 開会 >

大畠座長 定刻になりましたので、只今より第 17 回安佐市民病院跡地活用推進協議会を開催いたします。

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。今年は兎年であり、飛び跳ねる年ということで、この 3 年間新型コロナの感染者拡大で落ち込んでいるところを飛び跳ねて飛躍の年として、以前のような生活に戻って楽しく過ごせるようになればよいと思っています。

本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

また、市議会議員の皆様、マスコミの方、ありがとうございます。

この協議会は平成 29 年 10 月 30 日の第 1 回の開催から、5 年と 3 か月ほど経過しています。その間、いろいろな議論があり、この 4 月 1 日には安佐医師会病院が開院する運びとなっています。他の施設についても協議会の皆様の御協力により進めたいと思います。

本日の議事は 2 つです。まずは、北館に整備するコミュニティセンターについて、次に、その他の項目があります。それでは、最初の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料 1 により「コミュニティセンター (北館) について」説明)  
(地域活性推進課)

- 大畠座長 ありがとうございました。  
只今説明があつた件について、御質問がある方はお願ひします。
- 坊委員 内容は理解しましたが、今の説明によると、工事が完了した施設を2年間使わずにそのままにしておくことでしょうか。
- 事務局 (地域活性推進課) 公共施設として設置するに当たっては、今から設置管理条例のあり方の検討を始め、令和7年4月に指定管理者制度により運営を開始できる見込みです。  
この間約2年間あるわけですが、皆様から地域の会議や集まりで使用したいという希望があれば、その都度、言っていただきて、使用の許可をするという流れで使用していただくということになります。  
ただし、公共施設としては令和7年度からの運用となりますので、備品等を整備するための予算はそれまでは措置できませんので、これまでの議論で出ていた仮設ステージ等は運用開始が近づいてからの整備となります。机、イス程度は置いておく予定ですが、設備としてはあまり整っていない状態になります。
- 坊委員 当初は、区民文化センターが不便な場所にあることから、その補完施設として使用したいという話だったと思います。この度は、制度的な問題があつたり、公共施設とするメリットもあるということで方針転換されたということで、当面の2年間は、何もないけど使いたい方は使っていいですよということですが、照明や空調などはどうなるのでしょうか。また、使用料はどうなるのでしょうか。
- 事務局 (地域活性推進課) 具体的な使用料はこれから検討していきますが、使用される場合は使用料を収めていただくことになります。  
また、照明や空調などの設備は整備されていますので、御使用いただくことが可能です。
- 坊委員 話が逸れるかもしれません、元々の民間事業者に貸し付けて運営してもらうという手法は、集会所の運営と似ているような気がします。このため、なぜ公共施設とする必要があるのか、令和7年度からの運営開始となるのかをわかりやすく丁寧に説明しないと住民の方からは理解してもらえないのではないかと思います。
- 松尾委員 地域活性化調整部長として事務局の説明を補足させていただきます。  
民間事業者に貸し付けて運営するより、市が条例を設置して公共施設として運営した方が安定度が高くなることはご納得いただけると思います。しかし、これまで協議会で議論してきた経緯がある中で、総合的に考えてどちらの手法がよいのかということを、協議会で議論して決めればよいのではないかと委員の皆様は思われるかもしれません。
- このことについて説明させていただくと、事務局としてこれまで、予定どおり3月末のコミュニティセンターの開設に向けて、12月に公募を開始し、本協議会も併せて開催するよう事務を進めていました。しかし、公募の開始に向けて様々な部署と最終的な調整を行う中で、コミュニティセンターはその設置目的に照らして考えると、本来、市が公共施設として設置すべきものであるという話になりました。具体的に言えば、民間事業者への貸付けという形で設置すると、場合によっては、地方自治法の精神から外れる脱法的な取扱いとなるのではないかという指摘を受けました。
- そうしますと、これはこの協議会で議論して決めるというものではなく、行政としては公共施設として取り扱うという手法しかとり得ないものであり、急きょ方針転換したもののです。
- この間、施設として現にあるものを使用しないのはもったいないという意見も出る

かと思いますので、普通財産の貸付けという制度を使って公共施設として供用するまでの間は、その都度貸し付ける形で市民の皆様に使用していただくという対応をしていきたいと考えています。

坊 委 員 もう少し早く検討できていればよかったです。  
また、「普通財産」と言っても、一般的にはわかりにくいので、説明していただく際には、わかりやすい説明をお願いします。

事 務 局 申し訳ありません。  
(地域活性推進課) もう少し早く、条例を設置して施設を運営していくと判断できればよかったです  
が、切れ目のない活用のために早く運営を開始したいという思いがあり、かえって遅くなってしまいました。  
しかし、間違った手法で運営を行ってしまい、後に指摘を受ける方がより皆様に御迷惑をおかけしてしまうと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

松 井 委 員 コミュニティセンターは文化・芸術系のイベントを行うには設備が十分ではないよう  
に思います、これから準備していくのでしょうか。  
また、運営開始に向けた条例制定等のスケジュールはもっと早めるべきではないで  
しょうか。住民の方は4月から使えると思っています。

事 務 局 これからどのような施設にしていくかということを含めて条例で定めていくわけ  
(地域活性推進課) ですが、これまで議論してきたことは踏まえて進めますので、条例設置後の運営にお  
いては、文化・芸術系のイベント等が行えるように、仮設ステージや音響設備、パー  
テーション、また、体育利用ができるような備品も備えていくことになります。

大 嶋 座 長 指定管理者が決まるまでは市のどの部署が管理することになるのでしょうか。  
使用したい場合は、どちらに連絡すればよいのでしょうか。

事 務 局 指定管理による運営が始まるまでは、地域活性推進課が直接管理することになりま  
(地域活性推進課) すので、使用に関する相談などは地域活性推進課にしていただければと思います。

大 嶋 座 長 ということは、使用しようとするたびに本庁に行くことになるのでしょうか。

事 務 局 それは現実的ではないと思っており、手続きについては良い方法がないか考えてい  
(地域活性推進課) きたいと思います。

土 山 委 員 この設置管理条例はいろいろなことを定めるものだと思いますが、住民に直接関係  
がある内容があれば教えていただきたいと思います。  
また、備品についての現時点でのイメージをお聞かせください。  
さらに、条例制定に向けて、本協議会で議論する必要があることなどがあれば教えてください。

事 務 局 設置管理条例では、施設の設置目的やどのような事業を行うのか、施設の開館日、  
(地域活性推進課) 利用に当たっての手続き、料金、使用できない場合などをルールとして定めていくものになります。  
備品については、この協議会でこれまでの議論を踏まえながら、これから多目的交

流広場がどのようになっていくかが明確になっていく中で、あるいは学校給食センターも住民の方が利用できる施設を備える予定ですので、それらの内容も併せて、今後調整していきたいと考えています。

条例制定に向けては、どのような施設にしていくかということを本協議会にも案を示して、意見交換、情報交換を行いながら進めていきたいと思います。

また、多目的交流広場についても、来年度に公募を行い、どのような広場にするか案を募っていきます。コミュニティセンターは、多目的交流広場との一体的な運用も視野に入れていきたいと考えていますので、多目的交流広場に関する事業者からの提案内容なども情報提供しながら、コミュニティセンターの運用について意見交換等を行っていくことを考えています。

大畠座長

他に御質問はありませんか。

なければ、2つ目の議事に移りたいと思います。

事務局から情報提供があるということですので、よろしくお願いします。

事務局  
(地域活性推進課)

(市民と市政1月15日号の配付により子育て支援施設運営者の公募開始について  
情報提供)

ここで、参考資料「コミュニティセンター及び子育て支援施設の配置等について」  
を御覧ください。

上の図が北館の敷地全体の図面です。オレンジ色の点線部分が2階にコミュニティセンターと子育て支援施設がある場所となります。青色の矢印が施設に入るための動線を表しています。一番上の矢印は車や徒歩で敷地に入って来るルートを表しており、敷地内の左上部分の区画が区切られている所が駐車場です。また、徒歩で敷地に入ってくる場合は、一番下の矢印のとおり、西側からも入れますので、わざわざ北側に回っていただく必要はありません。真ん中の矢印は建物内に入る動線を表しています。

下の図は各施設の内容となっており、緑色の部分はトイレを含む共用部です。黄色の部分はコミュニティセンターで約735m<sup>2</sup>とかなり広いスペースとなっています。赤色の部分が子育て支援施設で約125m<sup>2</sup>ということになります。

続いて、常用資料を時点修正していますので、御説明いたします。

常用資料1については、まず、「1 南館跡地」の「(1)多目的交流広場」の記載内容を本日の説明どおり変更しており、右側の図を「駐車場・駐輪場」を加えるなどにより、従前のものよりも詳しく記載しています。

また、「2 北館」の「(1)コミュニティセンター」の記載内容を本日の説明どおり変更しています。

次に、常用資料2については、まず、コミュニティセンターの正式な運用開始を令和7年度に予定していること、条例の制定時期を令和6年2月に予定していることを修正記載しています。また、多目的交流広場との一体的な運用を視野に入れるということで、多目的交流広場の条例制定時期と点線でつないでいます。

説明は以上になりますので、お持ちいただいている常用資料との差し替えをお願いいたします。

大畠座長

ありがとうございました。

只今の説明について質問はございますか。

坊委員  
事務局

只今の説明にはありませんでしたが、認定こども園は整備スケジュール調整中のままでですが、具体的なスケジュールは、いつ頃御説明いただけるのでしょうか。

担当課に確認したところ、現在、調整を行っているところであり、2月の中旬まで

(地域活性推進課) には、スケジュールについて一定の方向性がお伝えできるのではないかということです。

調整が済み、お伝えできる段階になったら、委員の皆様には速やかにお伝えしたいということです。本来であれば、協議会で報告できればよいのですが、次の協議会を開催する前に一報をお伝えすることができるのではないかということで、認定こども園の担当課である、こども未来局の保育企画課から皆様に御連絡差し上げることを御承知ください。

土 山 委 員 先日、新聞で見たのですが、こども家庭庁が認定こども園を所轄することとなったそうですが、どのようなことが変わるのでしょうか。

事 務 局 担当課に確認して、また改めて回答させてください。

(地域活性推進課) 大 嶋 座 長 認定こども園に関する話題ですが、高蔵委員から何かありますか。

高 蔵 委 員 私は保育園の運営もしていますが、新しくこども家庭庁が所轄することについては、私達もどのようになるのだろうかと話しているところです。

基本的な制度としては、保育園や幼稚園といった社会福祉施設と教育施設を推し進めていくことと、家庭での子育てに関することの大きく2つを、行政の縦割りを無くして、一体的、総合的に支援していくことを目指していると聞いており、期待しているところです。

市の体制としては、今も各課が連携して支援していただいている、しばらくのところは大きくは変わらないのではないかと思っています。

大 嶋 座 長 私からも質問させてください。

子育て支援施設は運営者募集中ということですが、現時点での事業者からの反応はあるのでしょうか。

事 務 局 申し訳ありません、公募も始まったばかりでそこまで把握できていません。

(地域活性推進課) 上 野 委 員 私は白木地区の代表で、当地区からは買い物は高陽地区や足を延ばして旧市内に行かれる方が多いと思います。

安佐市民病院跡地については、利用者が利用しやすいものにしていただきたいと思います。

土 井 委 員 認定こども園については落合東幼稚園の統合によるものですが、11月に落合東地区のまちづくりという観点での話し合いがありました。

落合東幼稚園に幼稚園の職員、小学校長、地区社協などが集まって話したのですが、教育委員会が話すまちづくりと我々が考えるまちづくりはアンマッチだという話がありましたので、念のためお伝えしておきます。

山 田 委 員 南館の解体現場を見るたびに、新しい施設ができるこどもや、小学校、中学校で温かい給食が食べられるようになることを楽しみにしています。

鈴 木 委 員 常用資料の2について2点確認させてください。

まず、子育て支援施設について、コミュニティセンターに隣接するものですが、これは民間事業者への施設貸付けにより設置・運営するものでしょうか。

次に、コミュニティセンターの条例制定に向けて、多目的交流広場の設計・施工から赤い点線が伸びていますが、これはどういう意味でしょうか。

事 務 局 子育て支援施設は条例に基づく公共施設ではありませんので、おっしゃるとおりです。

(地域活性推進課) また、赤い点線については、多目的交流広場も公共施設として運営するものですが、

コミュニティセンターと同じ令和 6 年 2 月の条例制定に向けて進めていきたいという意味です。

なお、一体的な運用を検討する中で、条例を 1 つにするのか、別々で制定するのかといったことも併せて検討したいと考えています。

鈴木委員

つまり、多目的交流広場もコミュニティセンターと同様に指定管理制度により運営するということですね。

令和 4 年 8 月に開催した第 16 回の協議会の資料の中で、DBO 方式により、管理も合わせて発注するということが書かれていますが、管理は分けて発注するということに変更されるということでしょうか。

事務局  
(地域活性推進課)

現時点では、分けて発注することを考えています。

多目的交流広場の整備に向けて、事業者に提案を求めるながら、設計と工事はその事業者にお願いすることになります。一方、管理・運営については、改めて条例に基づいた施設として指定管理者を公募して決めていくことになります。

鈴木委員

ということは、常用資料 2 の多目的交流広場の欄にある「公募」というのは、整備に関する公募であり、指定管理者の公募は令和 6 年度に行うということですね。

また、条例制定の時点で広場の設計がどの程度進んでいるかが気になります。多目的交流広場がどのようなものになるかが見えていないと、条例の制定は難しいのではないかと思いますが、スケジュール的に問題はないのでしょうか。

事務局  
(地域活性推進課)

公募の時点で、市が求めるある程度の仕様は決まっており、事業者からの具体的な内容の提案もありますので、設計自体は、その決まっているものをどう工事していくか、というものになりますので、条例の制定は問題なく行えると考えています。

大畠座長

そのほか何かござりますか。

松尾委員

本日、事務局から説明させていただいた、コミュニティセンターについては、これまで皆様に御説明していた内容から方針転換を行うこととしており、この点について、私共の確認に不十分な点があり、皆様に御迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ありません。

また、元々、3 月末から供用開始するとお伝えしており、本日の議論を通じて、もうすぐ使えるものと皆様が期待されていることを改めて実感いたしました。

確かに、条例を設置して運営すれば、安定的な運営ができるということで、長い目で見れば良いですが、それは令和 7 年度からのことです。一方、建物は完成して使える状態であることを考えれば、それまでの 2 年間、そこを使いたいという要望があれば、柔軟に考えて、全力で応えていかなければならないと思っています。

そのような思いで本日の事務局からの説明を振り返ると、民間事業者へ貸し付けて任せるのではなく、この 2 年間の地域活性推進課が直接対応する直営体制になっていると考えることもできます。

このため、使いたいという御希望があれば、地域活性推進課に御遠慮なく言っていただきたいと思いますし、我々も、施設が 2 年間無駄になることがないように、できる限り対応して参りたいと考えています。

御迷惑をおかけしますが、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

大畠座長

本日は、活発な御議論をいただきありがとうございました。

コミュニティセンター、多目的交流広場は指定管理者による運営になるということです。それまでの間は、コミュニティセンターは施設が整備されていて使えますので、文化、スポーツなどで使用したい場合は、地域活性推進課に申し出れば使えるということでした。

施設が解体されて更地になっている場合など、使えないのかと思うことがあります。が、役所のルール、我々のルールに則り、使っていければよいのではないかと思いま

す。

事務局も大変だとは思いますが、協議会などいろいろな意見も聞きながら進めてください。

本日の議題は以上ですが、安佐医師会病院が4月1日から開院になりますので、スケジュールやセレモニー的なものを行うのかなどについて説明していただければと思います。

事務局  
(市立病院機構)

安佐市民病院の建替え、機能分化整備の1つの柱として、安佐医師会病院を開院することとしており、令和5年4月に開院するとこれまで御説明させていただいています。

我々が行っているのは建物の工事ですが、最終段階に入っており、残っているのは、ほとんど1階、2階の一部の内装工事で、機械設備の試運転も行っています。建物及び外構の工事は工期が2月末までとなっています。

建物が出来上がると、消防や建築的な検査を受ける必要があり、これらは1月の20日過ぎから始まり、2月5日前後には完了する予定です。

その後は、私達も工事発注者としての確認を2月末までに行う予定としています。

また、2月5日頃に完了する行政的な検査の後は、病院を運営する安佐医師会さんが本格的な開院の準備に入られると聞いています。例えば、新しい安佐市民病院では使用しないものでまだ使えるもの、ベッドや棚、医療機器といったものですが、これらを再利用して安佐医師会さんに使っていただくこととしており、安佐医師会さんは倉庫を借りてそれらを保管されており、これらを2月5日過ぎから運び込む予定だと伺っています。

開院のセレモニーについては、予定はされているようですが詳しいことまではまだ決まっていないようなので、何か情報が入りましたら、お伝えさせていただきます。

大畠座長

ありがとうございました。

今後のことについては、事務局と話し合って速やかに開催したいと思います。

只今お話があったとおり、安佐医師会病院が開院するといったこともありますので、早く情報を共有する必要もあると思います。

長時間ありがとうございました。

これをもちまして、第17回安佐市民病院跡地活用推進協議会を閉会いたします。

<閉会>